

## 【 高校生等奨学給付金 申請希望調査票 】

高校生等奨学給付金の対象者となる世帯を確実に把握し、申請もれを防ぐため、こちらの申請希望調査票をお配りします。

裏面の「高校生等奨学給付金 対象確認をご確認いただきまして、該当される場合は、下欄の口のどちらかにチェックを記入し、学年・クラス・番号・生徒名前・ふりがなを書いて、担任の先生に提出してください。別途、担任から申請書類一式を封筒に入れてお渡しします。

申請の際のマイナンバーについて

高校生等奨学給付金は、就学支援金とは異なる制度のため、就学支援金認定申請で提出されたマイナンバーを用いることはできません。初めて奨学給付金の受給申請をされる場合は就学支援金で提出済であっても別途提出していただく必要があります。

(前回の奨学給付金の申請のためにマイナンバーを提出されている場合は提出不要です。)

高校生等奨学給付金の収入基準 (以下のいずれかにあてはまる方)

- 7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給している世帯
- 保護者等全員の県民税及び市町民税所得割が非課税である世帯
- 家計急変により保護者等全員の県民税及び市町民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯

- 高校生等奨学給付金(通常分)の申請を希望します。
- 高校生等奨学給付金(家計急変分)の申請を希望します。

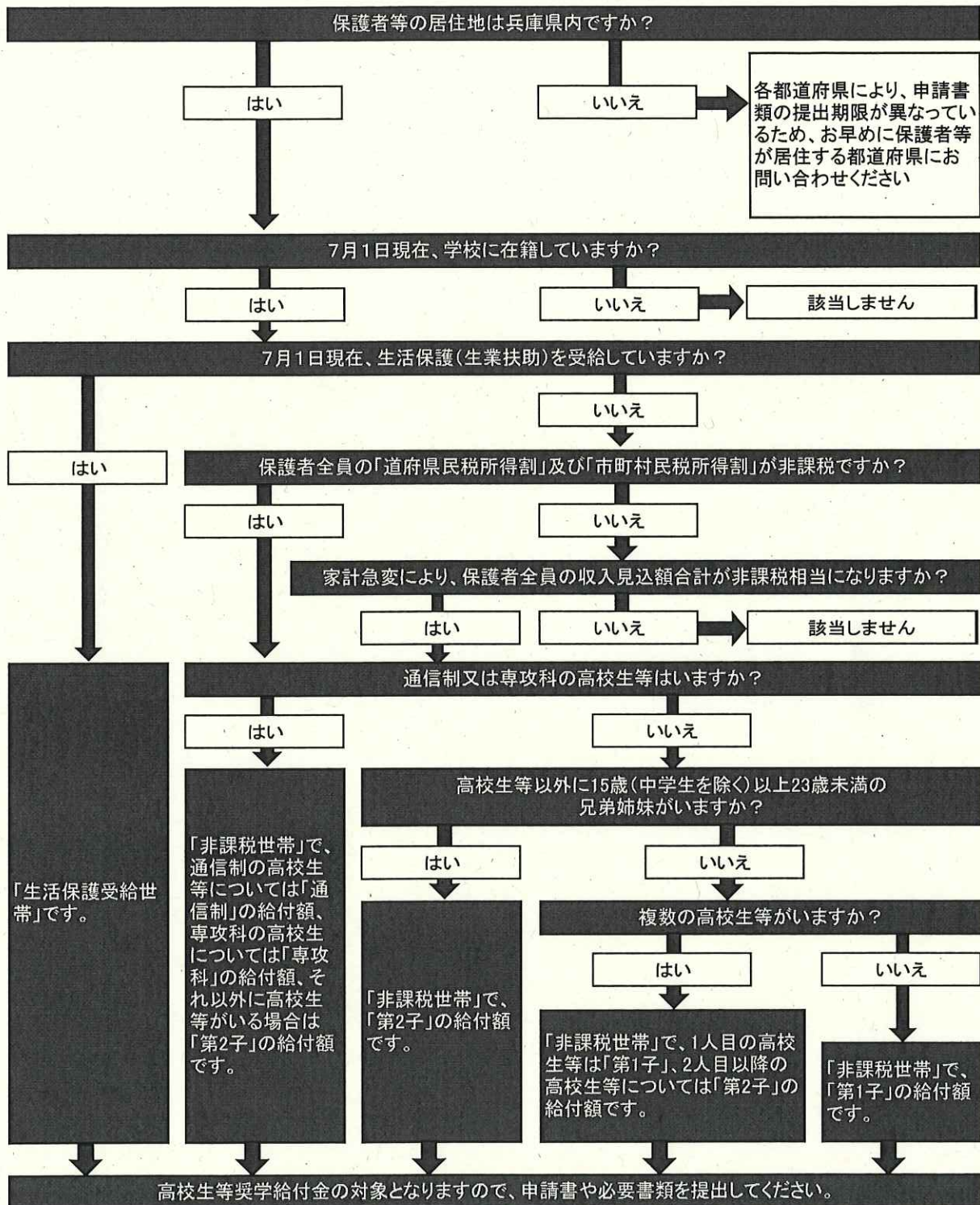
学年・クラス・番号	年	組	番
ふりがな			
生徒名前			

提出期限:令和6年6月27日(木)

担任の先生へ提出

必ず 裏面の「対象確認シート」でご確認ください →

高校生等奨学給付金 対象確認シート



給付額について(年額)

	全日制・定時制		通信制		専攻科	
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
生活保護受給世帯	32,300円	52,600円	32,300円	52,600円	—	—
非課税世帯(第1子)	122,100円	137,600円	50,500円	52,100円	50,500円	52,100円
非課税世帯(第2子)	143,700円	152,000円				

※第1子、第2子は必ずしも年齢順にする必要はありません。

※7月2日以降に家計が急変し、申請した場合は、申請した月の翌月(申請日が月の初日の場合は申請した月)以降の月数に応じて算定した額となります。(上記の年額より少ない額になります。)

## 令和6年度 高校生等奨学給付金のご案内

- ・授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
- ・給付金は年1回給付されます。毎年申請手続きが必要です。
- ・授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金とは別に、申請手続きが必要です。

## 申請資格のある方（以下のすべてにあてはまる方）

- ・令和6年7月1日現在、保護者等が兵庫県内に在住している  
（県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください）
- ・平成26年度以降に入学した生徒が、令和6年7月1日現在在学し、年度末までの休学をしていない
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回（定時制・通信制課程の場合は4回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

## 収入基準（以下のどちらかにあてはまる方）

- ・令和6年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している世帯
- ・令和6年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯

## 給付額（1人あたり年額・年1回のみ）

	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	32,300円	32,300円	—
非課税世帯（第1子）	122,100円	50,500円	50,500円
非課税世帯（第2子）	143,700円		

## 申請時期・方法

- ・兵庫県内の学校に在学する方  
6月以降に在籍する学校から案内があります。学校を通じて手続きをしてください。
- ・兵庫県外の学校に在学する方  
6月以降に兵庫県教育委員会事務局財務課のホームページを通じて案内します。

## 給付予定時期

- 令和6年9月～11月頃  
申請書類の提出時期、受理・審査の状況によって、遅れる場合があります。

## 注意事項

- ・学校の定める日までに書類提出できない場合、支給決定できませんので、提出期限を厳守してください。
- ・保護者等が令和6年1月1日現在海外在住等で所得が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。

生徒・保護者等のみなさまへ

## 高校生等奨学給付金の申請に必要なマイナンバーの提出について

兵庫県教育委員会では、高校生等奨学給付金の認定にあたり、マイナンバーを利用して税情報の確認等を行います。

マイナンバーを提出して認定を受けることにより、次回以降の申請の際、原則として課税証明書等の提出が不要となります。

申請に際して、マイナンバーによる税情報確認を希望される方は、下記のとおり提出をお願いします。

### ○提出していただく方

高校生等奨学給付金の申請（税情報の確認）を希望する生徒で、非課税世帯の保護者等

- ・親権者（基準日時点で生徒が成人に達している場合は主たる生計維持者）がいる場合  
親権者全員分（2名の場合は、控除対象配偶者を含む両方とも）
- ・親権者がいない場合

未成年後見人、または生徒の生計をその収入により維持している者、または生徒本人

※授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金で既に提出されていても、提出が必要です。

※高校生等奨学給付金の申請のために以前に提出されている場合は、再度の提出は不要です。

※兄弟姉妹がいる場合は、それぞれで提出してください。（片方の省略不可）

※生活保護（生業扶助）受給世帯については、マイナンバーによる税情報の照会は行いませんので、生活保護（生業扶助）受給証明書のご提出をお願いします。

### ○提出するもの

①個人番号カード（写）貼付台紙…記入例を参考に太枠の箇所に記入してください

②下記のうちいずれか一つ

- ・個人番号カードの写し……①に貼付けてください
- ・個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ・個人番号通知カードの写し…①に貼付けてください

※通知カードの記載事項に変更がない場合、又は令和2年5月25日以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、通知カードの写しを添付することができます。

③提出用封筒…名前等を記入し、提出物を入れて、必ずのり等で封をしてください

### ○その他留意事項

- ・マイナンバーを提出された場合でも、税の申告状況によっては、後日課税証明書等の提出をお願いします。
- ・申請しない場合や、マイナンバーによる税情報の確認を希望されない場合は、提出不要です。今後予定を変更し、申請することになった場合は、その際にマイナンバーを提出してください。

- 奨学給付金の支給事務では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に掲げられた法定事務として、マイナンバーを利用します。取得したマイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、奨学給付金の支給事務に利用します。
- 兵庫県教育委員会では、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を保護するため、運用ルールを定めるとともに、職員研修等を行い、適切なセキュリティ確保体制をとっています。また、提出いただいたマイナンバーについては適切な保管・管理を徹底してまいります。

マイナンバーによる申請にあたっては、  
あらかじめ税の申告をお願いします

無職無収入などの理由で税申告をされていない保護者の方については、マイナンバーによる税情報の確認ができず、認定遅れ等の原因になりますので、なるべく早く、当年及び前年の1月1日に住民票登録をされていた市区町村の窓口で、税の申告手続き（収入がない旨の申告）を行ってください。

高校生等奨学給付金の認定においては、保護者等全員が非課税であることを確認する必要があることから、控除対象配偶者の方であっても税の申告手続きが必要です。

ただし、生活保護（生業扶助）受給世帯については、マイナンバーによる税情報確認を行いませんので、マイナンバーの提出や税の申告は必要ありません。

税申告の手続きに関するお問い合わせは、各自治体の税担当課へお願いいたします。

# 高校生等奨学給付金 Q&A

## Q1 対象となる高校生等とは？

A1 次にあげる学校に通う生徒のことを、「高校生等」と呼びます。

- ・国公立の高等学校
- ・高等専門学校(1～3学年)
- ・中等教育学校後期課程
- ・専修学校(高等課程)
- ・国家資格養成課程に指定された専修学校一般課程や各種学校のうち、国家資格者養成課程の指定を受けたもの
- ・各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校(告示で指定)

## Q2 道府県民税・市町村民税所得割額とは何ですか？

A2 道府県民税・市町村民税所得割額とは、道府県民税・市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。

◆道府県民税・市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。

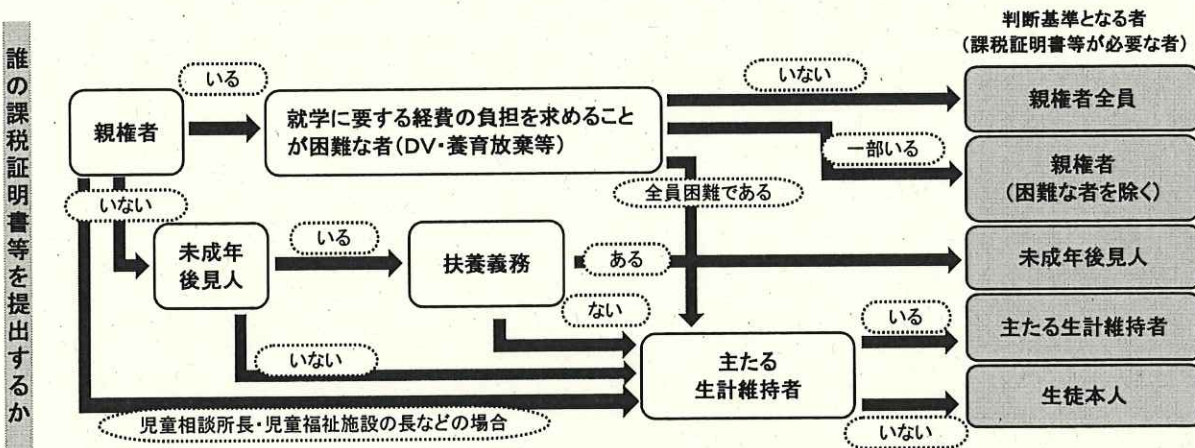
- 課税証明書(市町村役場で発行)
- 市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」  
(勤務先を通じて6月頃に配布されます。大切に保管してください。)
- 住民税納税通知書(自営業の場合に市町村から送付)

	所得割額	均等割額
市民税	0円	0円
県民税	0円	0円

## Q3 個人番号カードの写し等又は、課税証明書等は同居している祖父母等の分も必要ですか？

A3 原則として、親権者の道府県民税・市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等のものは不要です。親権者が父母の場合は、父母2名分を提出してください。

※控除対象配偶者である等の理由により所得の申告を行っていない場合は、所得確認ができないため、市町村役場にて申告をしてください。



## Q4 申請したら必ず全員に支給されますか？

A4 収入基準を満たし、かつ申請書類に不備がなく、審査の結果、支給対象と決定された場合に支給されます。

## Q5 父親が海外勤務のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合(所得確認ができない場合)は支給対象外です。

## Q6 休学している場合は給付金の対象になりますか？

A6 基準日である7月1日現在(※)で、年度末まで休学の場合は対象外です。

7月2日以降に復学が認められる場合は、給付金の対象となります。学校へお問合せください。

※ 7月以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日現在が、基準日となります。

## Q7 給付金を受給した後に退学した場合は、返還する必要がありますか？

A7 給付金は基準日(7月1日)(※)時点で判断します。

そのため、基準日以降の世帯状況の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

※ 7月以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日現在が、基準日となります。

## Q8 生徒は兵庫県内の学校に在学しており、保護者は県外に住んでいます。兵庫県に申請できますか？

A8 いいえ。給付金の申請は保護者等の住所のある都道府県に対して行います。

申請手続の詳細については、お住まいの都道府県にお問合せください。

## 高校生等奨学給付金の申請案内についてのお知らせ

高校生等奨学給付金の対象者となる世帯を確実に把握するため、申請案内については、高等学校等就学支援金と同様、対象を限らず、保護者の皆様に広く周知させていただくこととしています。

保護者の皆様におかれては、別紙の案内文書により、高校生等奨学給付金の申請資格及び収入基準をご確認の上、対象となる場合は申し出ていただくようお願いいたします。

申請にあたっては、既に高校生等就学支援金の申請においてマイナンバーを提出いただいている場合でも、別途、高校生等奨学給付金のためにマイナンバーの提出が必要となりますので、申請の際は提出いただくようお願いします。






※以前に高校生等奨学給付金の申請のためにマイナンバーを提出いただいている場合は、再度の提出は不要です。

高校生等奨学給付金の収入基準（以下のいずれかにあてはまる方）  
○7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している世帯  
○保護者等全員の道県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯  
○家計急変により保護者等全員の道県民税及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯

申出先 県立東播工業高等学校 事務室

# 給付額パターン（世帯構成別）

（道府県民税所得割・市町村民税所得割非課税世帯）






パターン	高校生等 (年齢は問わない)	15歳以上23歳未満の 兄弟姉妹(中学生は除く)	申請区分
対象となる高校生等が一人の場合	全日制・定時制  国公立122,100円 私立137,600円		②
	全日制・定時制  国公立122,100円 私立137,600円	 扶養されていない	②
	全日制・定時制  国公立143,700円 私立152,000円	 ※ 扶養されている	③

給付額に影響を与えます。



# 給付額パターン（世帯構成別）









（道府県民税所得割・市町村民税所得割非課税世帯）

パターン	高校生等 （年齢は問わない）	15歳以上23歳未満の 兄弟姉妹（中学生は除く）	申請区分
対象となる高校生等が一人の場合	D  通信制  国公立 50,500円 私立 52,100円		④
	E  通信制  国公立 50,500円 私立 52,100円	 扶養されていない	④
	F  通信制  国公立 50,500円 私立 52,100円	 扶養されている	④

通信制の高校生等は、どのようなケースであっても常に同じ額です。

# 給付額パターン（世帯構成別）

（道府県民税所得割・市町村民税所得割非課税世帯）






パターン	高校生等 （年齢は問わない）	15歳以上23歳未満の 兄弟姉妹（中学生は除く）	申請区分
対象となる高校生等が二人以上の場合	G 全日制・定時制  国公立122,100円 私立137,600円 全日制・定時制 二人目以降  国公立143,700円 私立152,000円		②・③
	H 全日制・定時制  国公立122,100円 私立137,600円 全日制・定時制 二人目以降  国公立143,700円 私立152,000円	 扶養されていない	②・③
	I 全日制・定時制  国公立143,700円 私立152,000円 全日制・定時制  国公立143,700円 私立152,000円	 ※ 扶養されている	③



給付額に影響を与えます。

# 給付額パターン（世帯構成別）









（道府県民税所得割・市町村民税所得割非課税世帯）

パターン	高校生等 （年齢は問わない）	15歳以上23歳未満の 兄弟姉妹（中学生は除く）	申請区分
対象となる高校生等が二人以上の場合	<p>J</p> <p>通信制                      通信制</p>  <p>国公立 50,500円                      国公立 50,500円 私立 52,100円                      私立 52,100円</p>		④
	<p>K</p> <p>通信制                      通信制</p>  <p>国公立 50,500円                      国公立 50,500円 私立 52,100円                      私立 52,100円</p>	 <p>扶養されていない</p>	④
	<p>L</p> <p>通信制                      通信制</p>  <p>国公立 50,500円                      国公立 50,500円 私立 52,100円                      私立 52,100円</p>	 <p>扶養されている</p>	④

通信制の高校生等は、どのようなケースであっても常に同じ額です。

# 給付額パターン（世帯構成別）

（道府県民税所得割・市町村民税所得割非課税世帯）

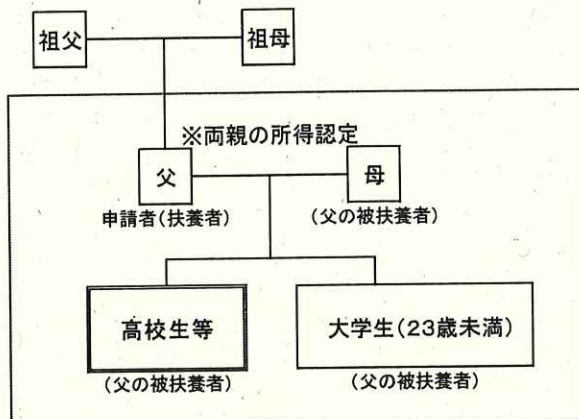
パターン	高校生等 (年齢は問わない)	15歳以上23歳未満の 兄弟姉妹(中学生は除く)	申請区分
対象となる高校生等が二人以上の場合	M 通信制  国公立 50,500円 私立 52,100円 全日制・定時制 二人目以降  国公立143,700円 私立152,000円		④・③
	N 通信制  国公立 50,500円 私立 52,100円 全日制・定時制 二人目以降  国公立143,700円 私立152,000円	 扶養されていない	④・③
	O 通信制  国公立 50,500円 私立 52,100円 全日制・定時制 二人目以降  国公立143,700円 私立152,000円	 扶養されている	④・③

通信制の高校生等は、どのようなケースであっても常に同じ額です。

申請者と扶養者(生計維持者)が異なる場合

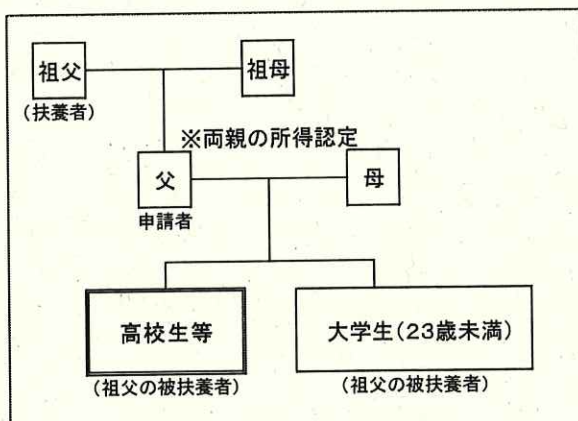
生計を維持している者という概念は、健康保険法等で扶養者と被扶養者の関係を定めるに当たって用いられる概念と同等であり、扶養関係は申請者からの扶養誓約書(様式7)により確認する。  
 高校生等とその兄弟姉妹が、申請者には扶養(生計維持)されていない場合、「当該世帯に扶養されている兄弟姉妹」とは言えず、第2子単価を適用することはできない。

【通常】申請者が父母で、父が扶養(生計維持)している場合



高校生等⇒第2子

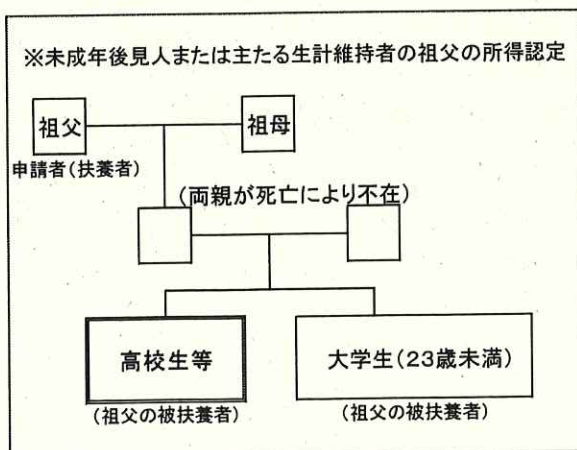
(例1) 申請者が父母であるが、祖父が扶養(生計維持)している場合



高校生等⇒第1子

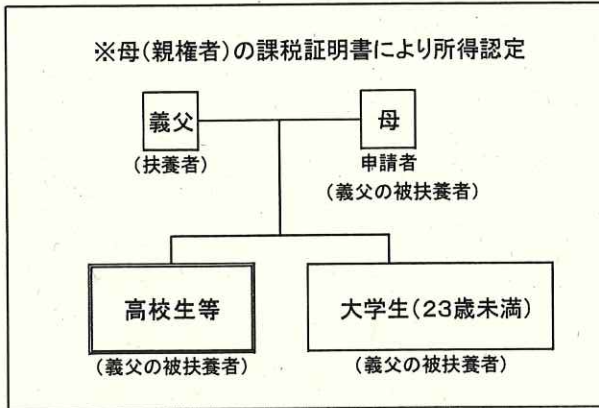
※健康保険における扶養関係では、「大学生」は「父母(申請者)」には扶養(生計維持)されていないとみなし、「高校生等」を「第1子」と判定

(例2) 両親死亡により申請者が祖父で、祖父が扶養(生計維持)している場合



高校生等⇒第2子

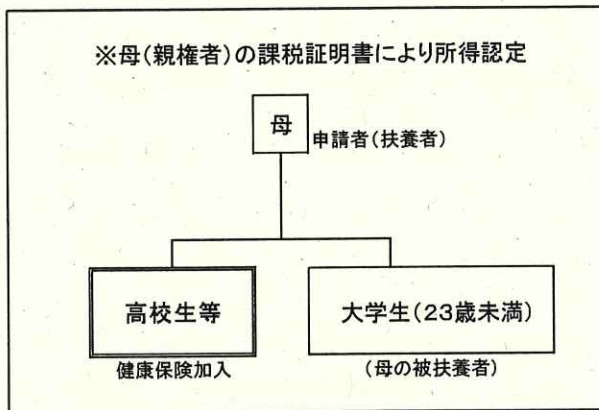
(例3) 申請者は母(=親権者。義父とは養子縁組していない)で、  
義父が扶養(生計維持)している場合



高校生等⇒第1子

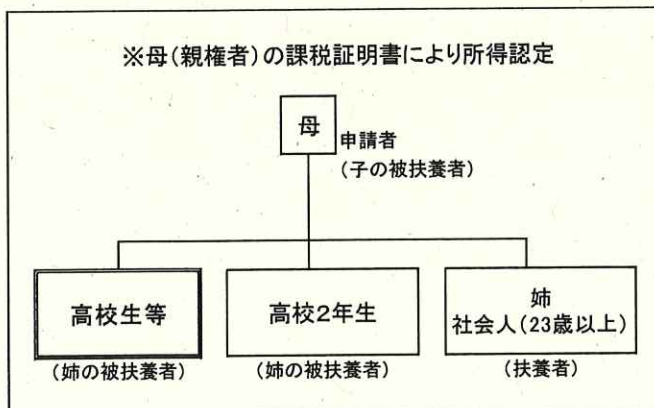
※健康保険における扶養関係では、「大学生」は「母(申請者)」には扶養(生計維持)されていないとみなし、「高校生等」を「第1子」と判定

(例4) 申請者は母(=親権者)で、  
定時制の生徒本人(未成年)は就業し、誰にも扶養(生計維持)されていない場合



高校生等⇒第1子

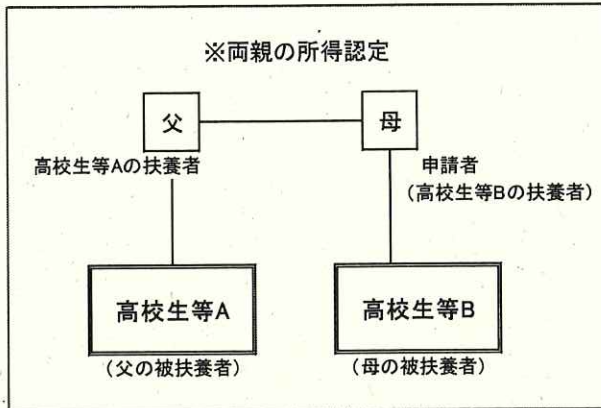
(例5) 申請者は母(=親権者)で、姉が扶養(生計維持)している場合



高校生等⇒第1子

※健康保険における扶養関係では、「高校2年生」は「母(申請者)」には扶養(生計維持)されていないとみなし、「高校生等」を「第1子」と判定

(例6) 高校生等が2人おり、扶養者(生計維持者)が父と母で分かれている場合



高校生等⇒一方を第2子

※親権者2名分の非課税証明書にて、非課税世帯と認定されれば、扶養がそれぞれ兄弟別であっても、兄弟の一方を第2子単価と判定